

新居浜工業高等専門学校教務委員会規程

昭和39年4月1日

最終改正 令和4年9月20日

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、教務に関する事項に対処するため、教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成、改廃及び授業時間割に関する事項
- (2) 学生の履修に関する事項
- (3) 学業成績等の処理に関する事項
- (4) 学生の入学に関する事項
- (5) 授業内容及び教育方法等の改善に関する事項
- (6) その他教務に関する事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補
- (3) 各学科、数理科及び一般教養科の講師以上の教員 各1人
- (4) 学生課長

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第2号の委員は、同項第3号の委員を兼ねるものとする。

4 第1項第3号の委員は、やむを得ない場合に限り、本校採用後3年を経過した助教を充てることができる。

5 第1項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長は、必要により委員でない職員を委員会に出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和62年6月15日から施行する。
- 2 この改正規則施行の際、第3条第1項第3号及び第4号に規定する委員である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年9月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程（平成10年規程第3号）、新居浜工業高等専門学校教育情報処理委員会規程（昭和57年規則第7号）、新居浜工業高等専門学校入学試験委員会規程（昭和61年規則第11号）、新居浜工業高等専門学校PR委員会規程（平成8年規程第2号）及び新居浜工業高等専門学校体験講座等委員会規程（平成8年規程第3号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成31年2月7日 一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月20日 一部改正）

この規程は、令和4年9月20日から施行する。